

(案)

令和 4 年 月 日

浜田市教育委員会 様

浜田市学校給食審議会
会長 上 部 証 司

学校給食費の改定について（答申）

令和 4 年 8 月 29 日付け教総第 101 号にて諮問を受けたこのことについて、慎重に審議を行った結果、下記のとおり答申する。

記

1 給食費の改定について

(1) 改定について

学校給食摂取基準に基づいた給食を維持・継続することの必要性や食材料費の価格高騰を踏まえ、引上改定を行うことが適当である。

(2) 改定額について

前回給食費の改定を行った平成 30 年時点の消費者物価指数と比較して、令和 4 年の消費者物価指数上昇分 5.9% (注)と今後の上昇率を 3.1% 見込み、9.0%を上限にその範囲内で改定することが適当と考える。

※注：総務省統計局公表の消費者物価指数（松江市）による。

現行給食費に対して 9.0%に相当する額は次のとおり

小学校 25 円、中学校 28 円

(3) 改定期間について

令和 5 年 4 月 1 日が適当である。

2 附帯意見

(1) 給食費の改定による保護者負担急増への対応として、給食費の激変緩和措置等について検討されたい。

(2) 物価情勢を注視する中で、概ね 3 年ごとを目安として、適正な給食費について検討されたい。ただし、急激な物価情勢の変化が生じた場合は速やかに給食費の改定を検討されたい。

(3) 各地域間で異なる給食費について、統一に向けて検討されたい。

(4) 地元食材の利用推進について、引き続き努められたい。ただし、給食費とのバランスにも考慮されたい。

